

著作権の制限 5 (原作品展示者による付随利用)

著作権法

弁護士 尾関孝彰

2026年6月15日

美術の著作物・写真の著作物の展示に伴う複製等（47条）

47条

美術の著作物又は写真の著作物の原作品により、第二十五条に規定する権利を害することなく、これらの著作物を公に展示する者（以下この条において「**原作品展示者**」という。）は、**観覧者のために**これらの展示する著作物（以下この条及び第四十七条の六第二項第一号において「**展示著作物**」という。）の解説若しくは紹介をすることを目的とする**小冊子**に当該展示著作物を掲載し、又は次項の規定により当該展示著作物を上映し、若しくは当該展示著作物について自動公衆送信（送信可能化を含む。同項及び同号において同じ。）を行うために必要と認められる限度において、当該展示著作物を複製することができる。ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 原作品展示者は、**観覧者のために**展示著作物の解説又は紹介をすることを目的とする場合には、**その必要と認められる限度において**、当該展示著作物を上映し、又は当該展示著作物について自動公衆送信を行うことができる。ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該上映又は自動公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

3 原作品展示者及びこれに準ずる者として政令で定めるものは、**展示著作物の所在に関する情報を公衆に提供するために必要と認められる限度において**、当該展示著作物について複製し、又は公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該複製又は公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

47条の7

・・・第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二・・・の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物・・・の譲渡により公衆に提供することができる。

美術の著作物・写真の著作物の展示に伴う複製等（47条）

47条の6

次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定める方法による利用を行うことができる。

（略）

二 ……第三十二条…… 翻訳

三 第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項又は第四十七条 変形又は翻案

（略）

2 前項の規定により創作された二次的著作物は、当該二次的著作物の原著作物を同項各号に掲げる規定（次の各号に掲げる二次的著作物にあつては、当該各号に定める規定を含む。以下この項及び第四十八条第三項第二号において同じ。）により利用することができる場合には、原著作物の著作者その他の当該二次的著作物の利用に関して第二十八条に規定する権利を有する者との関係においては、当該二次的著作物を前項各号に掲げる規定に規定する著作物に該当するものとみなして、当該各号に掲げる規定による利用を行うことができる。

一 第四十七条第一項の規定により同条第二項の規定による展示著作物の上映又は自動公衆送信を行うために当該展示著作物を複製することができる場合に、前項の規定により創作された二次的著作物 同条第二項

（略）

→ 例えば、32条1項における被引用著作物は、公表された著作物に限定される。被引用著作物を47条の6第1項2号に基づいて翻訳して引用する場合、翻訳文（二次的著作物）は未公表である。しかしながら、47条の6第2項により、翻訳文（二次的著作物）が32条1項に規定する著作物、すなわち公表された被引用著作物とみなされるため、32条1項に従い被引用著作物の翻訳文を自己の著作物に引用利用することができる。

美術の著作物・写真の著作物の展示に伴う複製等（47条）

- 47条は、美術の著作物又は写真の著作物（「**展示著作物**」）の原作品の所有者（45条の展示権限者）及び展示権者（併せて、「**原作品展示者**」）の展示権限を補完するものである。
- 47条は、原作品展示者に、制限条件内で複製、上映・自動公衆送信する権限を授与する。その趣旨は、展示物の解説に必要な展示を可能にさせることにある。他方、複製権者の経済的利益を損なわないように配慮されている。
- 通常、複製物の譲渡の対価は、原作品の譲渡の対価に比べて僅かである。そのため、複製物の所有者には47条は適用されない。
- 原作品展示者は、**観覧者のために展示著作物の解説又は紹介をすることを目的とする小冊子**に展示著作物を掲載し（47条1項）、小冊子を頒布することができる（47条の7）。
- 原作品展示者は、観覧者のために展示著作物の解説又は紹介をする目的で、**必要と認められる限度において**、展示著作物を上映・自動公衆送信することができる（47条2項）。原作品展示者は、これらの上映・自動公衆送信に必要な複製をすることができる（47条1項）。
- ✓ 47条2項は、小冊子での展示著作物の解説・紹介を、タブレット・スマートフォンでの展示著作物の解説・紹介に置き換えることを想定して自動公衆送信を認めている。
- 原作品展示者は、「**展示著作物の所在に関する情報を公衆に提供するために**」、すなわち展示著作物が自己が利用する施設で展示されていることを紹介する目的で、**必要と認められる限度において**、展示著作物を複製・頒布及び公衆送信することができる（47条3項、47条の7）
- 47条に従い展示著作物を小冊子掲載、上映・自動公衆送信する際には**変形／翻案**することができる（47条の6第1項3号、47条の6第2項1号）。

美術の著作物・写真の著作物の展示に伴う複製等（47条）

- 1項の「展示著作物の解説若しくは紹介をすることを目的とする小冊子」、2項（自動公衆送信の場合）の「必要と認められる限度」、3項の「必要と認められる限度」といえるためには、複製された展示著作物の大きさ・解像度は、**独立して鑑賞するには足りない程度のもの（サムネイル画像）**でなければならないと考えられる。2項の上映については、流通する可能性が低いので、拡大画像を高解像度で映写してよいと考える。
- したがって、市場で販売される鑑賞用の複製物と同程度の鮮明度で複製したカタログは、観覧者のみに配布される場合であっても、「展示著作物の解説若しくは紹介をすることを目的とする小冊子」には該当しない。
- ただし、入場者のみに貸与する専用機器（要返却）に自動公衆送信する場合は、高解像度でも「必要と認められる限度」に該当すると考える。

- 観覧者以外の者にも配布される小冊子は、「**観覧者のために**展示著作物の解説若しくは紹介をすることを目的とする小冊子」には該当しない。

Ex. 美術品オークション主催者が、開催予定のオークションのカタログに出品される絵画を複製して、自己の会員に配布するとき、当該カタログは「観覧者のために展示著作物の解説若しくは紹介をすることを目的とする小冊子」には該当しない。しかしながら、47条の2（美術の著作物・写真の著作物の譲渡等の申出に伴う複製等）が適用され得る。

※ 47条3項の「原作品展示者及びこれに準ずる者として政令で定めるもの」： 独立行政法人国立美術館

美術の著作物・写真の著作物の展示に伴う複製等（47条）

- ◆ 写真の原作品の所有者から当該原作品を貸与された美術館は、著作権者に無断でこれらを展示することはできるか？その際、観覧者のスマートフォン・アプリに自動公衆送信する当該展示著作物の解説に当該展示物著作物の画像を挿入（複製）することはできるか？
- 使用される画像は独立して鑑賞する程の解像度（鑑賞用として市場で競合し得る程度の解像度）を有さないものでなければならないか？
- ◆ 合法的に複製された写真の複製物を収集した美術館は、著作権者に無断でこれらを展示することはできるか？その際、観覧者のスマートフォン・アプリに自動公衆送信する当該展示著作物の解説に当該展示物著作物の画像を挿入（複製）することはできるか？

美術の著作物・写真の著作物の譲渡等の申出に伴う複製等（47条の2）

47条の2

美術の著作物又は写真の著作物の原作品又は複製物の所有者その他のこれらその原作品の譲渡又は貸与の権原を有する者が、第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利を害することなく、又は複製物を譲渡し、又は貸与しようとする場合には、当該権原を有する者又はその委託を受けた者は、その申出の用に供するため、これらの著作物について、複製又は公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）（当該複製により作成される複製物を用いて行うこれらの著作物の複製又は当該公衆送信を受信して行うこれらの著作物の複製を防止し、又は抑止するための措置その他の著作権者の利益を不当に害しないための措置として政令で定める措置を講じて行うものに限る。）を行うことができる。

著作権法施行令7条の3（美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等について講ずべき措置）

複製→ 当該複製により作成される複製物に係る著作物の表示の**大きさ又は画素数が文部科学省令で定める基準に適合するものとなるようにすること。**

公衆送信→ **イ、口のいずれか**

イ 当該公衆送信を受信して行われる著作物の表示の**画素数が文部科学省令で定める基準に適合するものとなるようにすること。**

口 当該公衆送信を受信して行う著作物の複製（法第四十七条の四第一項の規定により行うことができるものを除く。）を**電磁的方法**（法第二条第一項第二十号に規定する電磁的方法をいう。）により**防止する手段**であつて、著作物の複製に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物とともに送信する方式によるものを用い、かつ、当該公衆送信を受信して行われる著作物の表示の**精度が文部科学省令で定めるイに規定する基準より緩やかな基準に適合するものとなるようにすること。**

美術の著作物・写真の著作物の譲渡等の申出に伴う複製等（47条の2）

- 美術の著作物又は写真の著作物の原作品又は複製物の譲渡権限を有する者が、譲渡権を害することなく、当該原作品又は複製物を譲渡しようとするときに、当該著作物を複製・頒布又は公衆送信することができる（47条の2、47条の7）。
- ただし、複製・頒布又は公衆送信する場合は、政令・規則で定められる大きさ／画素数の上限以下であることが条件になる（著作権法施行令7条の3、著作権法施行規則4条の2）。
- 図画として非電子的に複製する場合は、表示の大きさが50平方センチメートル以下であることが条件になる。
- 電子的にメディアに複製する場合は、画素数が32,400画素以下であることが条件になる。
- 公衆送信する場合は、政令・規則で定められる画素数の上限以下（32,400画素以下）あることが条件になる。公衆送信にコピープロテクションがかけられるときには、画素数規制が緩和される（9万画素以下）。

47条の7

「…第四十七条の二…の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物…の譲渡により公衆に提供することができる。…」